

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	建設		局	土木	部	路政	課					
項目	5-17		道路占用料条例の改正による占用料の見直しによる収入の増加									
実施内容	土地の使用の対価である占用料について、その額をより適切なものとするため、3年に1回の固定資産税の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映し、改定を行う。											
目標	固定資産税の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映し、平成30年4月1日に占用料の改定を行う。 (平成28年度追記)											
工 程	当初予定		26年度	27年度	28年度	29年度						
				平成26年度に改定した占用料に基づく徴収の実施								
数 値 目 標	進捗状況 (実績・見込)		26年度	27年度	28年度	29年度						
				平成26年度に改定した占用料に基づく徴収の実施								
実 績	29 年 度	平成29年度に改定した占用料に基づき徴収を実施した。 平成30年4月1日に占用料の改定を行うため、堺市道路占用料条例を改正した。										
評 価	単年度の 効果額見込 及び実績		26年度	27年度	28年度	29年度						
			見込	-	-	-	-					
		実績	-	-	-	-	-					
評価基準		A:目標を上回って達成 B:目標を概ね達成 C:未達成										
備 考	効果額の積算過程を精査し、平成29年度の単年度の実績を記載した。											

B

課題

平成26年度に改定した占用料に基づき徴収を実施するものであるため、特に課題はない。

改善策

なし